

# 令和2年度 公益社団法人鳥取県観光連盟 事業計画

## I 重点項目

### 1 旅行形態の変化への対応

団体→個人、リアル店舗→WEB、モノ消費→コト消費、航空料金のダイナミック化等、近年の観光をめぐる動向に即して、事業の構成や内容を見直す。

#### 《主な取組》

#### ①旅行商品造成支援事業（2-(2)-イ）

旅行商品造成支援事業において、旅行会社によるWEB販売を対象として明確に位置づける。

#### ②販売促進活動事業（2-(1)-ア）及び観光PR事業（4-(1)-イ）

観光素材の背景にある歴史、文化、自然等を深く理解し、それらを広域的に組み合わせ、観光プロモーターを通じて旅行会社に提案するとともに、メディアを通じて一般向けに情報発信する。

### 2 旅行を取り巻く環境の変化への対応

令和2年度は、夏に「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催が予定されている。開催都市においては、競技への参加や観戦のために訪日する外国人の増加、宿泊料金の高騰、交通規制・警備の強化が見込まれる。比較的長期にわたって滞在する訪日外国人を本県に引き込む、あるいは再訪を促すとともに、混沌のただ中の東京を避ける日本人をターゲットに本県への観光誘客を図る。

また、この開催を好機として、山陰インバウンド機構や鳥取県の取組と重複しない範囲内で、会員の声を踏まえたインバウンド誘客、ユニバーサルツーリズム振興等に資する事業を実施する。

さらに、令和2年度末までに予定されている中国横断自動車道姫路鳥取線の播磨新宮ー山崎JCTの開通による姫路・岡山から鳥取への時間距離の短縮、令和3年5月の「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催をにらんで誘客対策を講じる。

#### 《主な取組》

#### ①観光PR事業（4-(1)-イ）

- ・東京オリパラ開催期間中、訪日外国人が利用する交通機関、観光施設等に広告を掲出する。
- ・米子鬼太郎空港において、上海、香港等から直接来県する外国人の鳥取県東・中部への興味関心を惹きつけるため、山陰海岸ジオパーク、他にはない特色あるアクティビティ等を訴求するディスプレイを設置する。

#### ②海外セールス活動支援事業（2-(3)）

インバウンド誘客に取り組む会員の活動を支援する。

### 3 会員との連携のさらなる強化

会員が企画立案、運営実施する周年イベント、新規施設のオープン等に対して、旅行会社やメディアに対する情報発信等で連携し、一丸となって取り組む。

また、会員とのコミュニケーションを一層強化し、観光プロモーター、事務局職員等が旅行業界等の視点から助言するとともに、県内での広域的な取組を共催事業として実施するなど必要に応じた支援を行う。

さらに、近年の酷暑、豪雨、雪不足等への対策として、事務局と会員、会員相互等が連携し、会員組織としての総力を結集して必要な取組の実施をめざす。

併行して、会員にとって、役に立つ観光連盟になるために、職員のスキルアップを図る。

#### 《主な取組》

#### ①観光PR事業（4-(1)-イ）

皆生温泉開発100周年記念事業、第40回全日本トライアスロン皆生大会、三朝温泉ラ

ドン熱気浴施設の開設、「六根清浄と六感治癒の地」日本遺産認定5周年、わらべ館開園25周年、燕趙園開園25周年等との連携

**②県内観光事業者向けセミナーの開催（1-(4)-カ）**

激動の旅行業界の動向、本県特産物の蘊蓄等について、県内観光事業者に情報提供し、効果的なセールス活動、観光客に対するおもてなし等に資する。

**③観光プロモーター派遣事業（5-(3)）**

市町村単位等での要望に応じて、研修会の講師等に観光プロモーターを派遣する。

**④その他事務事業（7-(4)）**

事務局職員のプロモーション・マーケター、イベント業務管理士、総合・国内旅行業務取扱管理者等の資格取得の支援（ただし、総合・国内旅行業務取扱管理者の資格取得は観光連盟の旅行業登録ではなく、職員のスキルアップを目的とする。）

## Ⅱ 事業計画

・単位：千円  
 ・数字は令和2年度当初予算（案）  
 ・（ ）内は令和元年度1月補正後予算

### 1 受地づくり推進事業 公益目的事業1

- (1) 観光魅力づくり事業（継続） 2,000 (2,100)
- ア 開運八社巡り事業 1,000 (1,000)  
 縁起の良い名前を持つ神社八社と、今年の干支「子」に因んだ所縁神社（粟嶋神社）を合わせた、因幡伯耆國子年開運八社巡りを、県内外にPRする。  
 ・PR用リーフレット（4万部）、ポスター（50部）の作成 等
- イ 広域観光推進事業 1,000 (1,100)  
 岡山県等の隣県と連携して情報発信等に取り組み、本県への誘客を図る。  
 ・両県ドライブマップの作成  
 ・ホームページによる観光ルート紹介  
 ・とっとり・おかやま新橋館イベント補助 等

- (2) 出会い ふたたび 鳥取の旅づくり事業（継続） 10,032 (10,532)
- ア 体験プログラム情報発信事業【鳥取県補助事業】 3,132 (3,532)  
 体験を旅行の目的とする旅行者が増加する中、日本最大級のレジャー予約サイト内に本県のブランドページを開設し、本県の体験プログラムと観光情報を一体的に情報発信し、本県への誘客に結びつける。  
 また、昨年度に引き続き、SNSを活用し、ブランドページへの誘導を図る。  
 ・委託先：アソビュー(株)

- イ 観光パスポート発行事業【鳥取県補助事業】 6,900 (7,000)  
 本県への誘客、県内宿泊、周遊、滞在、再訪に資するよう、特典つき観光パスポート「トリパス」を発行する。なお、個人・ファミリーを対象として特に意識して作成する。  
 下期に作成する令和3年度「トリパス」春夏版については、スマートフォン版も新規に作成し、旅行会社からリンクを貼れるようにする。また、冊子の発行部数を減らすことを検討する。

#### 《事業の概要》

|       | 秋冬版                                                  | 春夏版    |
|-------|------------------------------------------------------|--------|
| 掲載内容  | 観光地を周遊する楽しみ方等を紹介する特集ページ<br>観光施設等をお得に利用できる割引・特典クーポン 等 |        |
| 規格    | A6版44ページ程度                                           |        |
| 発行時期  | 令和2年9月                                               | 令和3年3月 |
| 発行部数  | 7万部                                                  | 5万部    |
| スマホ対応 | なし                                                   | あり     |

- (3) 教育旅行誘致促進事業（継続） 10,739 (15,173)
- ア 教育旅行誘致活動事業【鳥取県補助事業】 5,000 (5,200)  
 教育旅行誘致コーディネーターを事務局本部に配置して、県内における農家民泊や体験メニュー等受入体制の充実に取り組むとともに、受入可能な規模を踏まえつつ、教育旅行の誘致活動を展開する。
- イ 教育旅行情報説明会開催事業【鳥取県補助事業】 500 (300)  
 旅行会社の教育旅行担当者や学校関係者を対象に、本県の教育旅行に係る最新情報を説明し、併せて、県内観光事業者と旅行会社との商談の場を設ける。  
 ・開催時期：令和2年8月  
 ・開催場所：大阪市内、名古屋市内  
 ・参加者：旅行会社の教育旅行担当者、学校関係者、県内観光事業者  
 ・その他：説明会の翌日、送客実績のある旅行会社等へのキャラバンを行う。

名古屋市内での開催については、(一社)鳥根県観光連盟との共催を調整中

- ウ 教育旅行現地視察会開催事業【鳥取県補助事業】** 229 (239)  
旅行会社の教育旅行担当者や学校関係者を本県に招き、視察会を実施する。  
・対象者：旅行会社の教育旅行担当者、学校関係者  
・招致人数：5名程度  
・実施内容：農家民泊体験、農業体験、アクティビティー体験 等
- エ 教育旅行誘致支援補助事業【鳥取県補助事業】** 5,000 (6,934)  
教育旅行の誘致を促進するため、本県で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の学校に対して、その経費の一部を支援する。  
《補助制度の概要》  
・補助対象者：県外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校から委託を受けた旅行会社  
・主な交付要件：クラス単位以上で実施される旅行であること。  
県内に1泊以上すること。  
県内で1以上の体験メニューを実施すること。  
・補助額：1人1泊につき1千円(上限額1学校当たり30万円)
- オ 鳥取県教育旅行誘致促進協議会運営事業【鳥取県補助事業】** 10 (0)  
鳥取県教育旅行誘致促進協議会(会長 鳥取県交流人口拡大本部観光交流局長)の事務局として、総会等の会議、会員向け研修、民泊受入協議会等との連携・支援等を実施する。  
※事務事業のため、これまでは事業計画に記載がなかったが、今般明確に記載するもの  
※会員：市町村、観光施設、旅館ホテル、民泊受入団体 等
- 【廃止】教育旅行ガイドブック改訂版作成** 0 (2,500)
- (4) 観光人材育成・顕彰事業(継続) 1,900 (1,900)
- ア 観光まちづくり人材育成研修事業** 500 (500)  
観光による地域づくりを担う人材を育成するため、会員を対象とした研修を実施する。本年度は、インバウンド旅客受入対策を含めてテーマを検討する。ただし、研修の開催時期、内容等については、一般社団法人山陰インバウンド機構等の関係機関と調整する  
・開催時期：令和2年秋頃  
・開催場所：県内複数箇所(予定)
- イ 観光人材育成支援事業** 300 (300)  
市町村観光協会等が実施する地域の観光に携わる人材を育成する事業に対して、支援する。  
《支援制度の概要》  
・支援対象者：市町村観光協会等の第2種会員、鳥取県教育旅行誘致促進協議会の会員  
・支援対象事業：地域の観光事業者や住民を対象とした研修会、先進地視察 等  
・支援額：支援対象事業に要する経費の2分の1(上限額10万円。ただし、特に必要性が認められるものについては、20万円。)
- ウ 観光事業功労者及び優良従業員表彰** 100 (100)  
長年にわたって本県の観光開発又は観光事業の推進に貢献しその功労が特に顕著な者(観光事業功労者)、及び観光関係団体又は会員事業所に永年勤続し他の模範となると認められる者(優良従業員)を表彰する。  
《表彰制度の概要》  
・主な表彰要件：(観光事業功労者)観光関係事業に15年以上従事(優良従業員)同一事業所に15年以上勤務  
・被表彰者の決定：会員2名以上の推薦を受け、理事会で決定  
・表彰の方法：通常総会で表彰
- エ 次世代スキルアップ交流セミナー** 500 (0)  
観光関連事業に携わる会員企業・団体の採用から3～5年の職員に対して、業務に資する基礎的な研修を行うとともに、参加者が相互に交流することを通じて勤務先以外での人脈を構築し見聞を広める機会(アクティビティー体験、合宿等)をつくることを通じて、職員の定着を図る。参加者には修了証を交付する。

- オ 観光フレッシュアップ合同入社式及び研修会 200 (0)  
観光関連事業に携わる会員企業・団体の新規採用職員を対象に合同入社式と基礎研修を開催し、業界人脈を構築するきっかけを提供し、職員の定着を図る。(4月又は5月実施)
- カ 県内観光事業者向けセミナー開催 300 (1,000)  
激動の旅行業界の動向、本県特産物の蘊蓄等について、県内観光事業者に情報提供し、効果的なセールス活動、観光客に対するおもてなし等に資する。  
・開催回数：年2回程度
- キ 他団体主催セミナー等の情報提供 0 (0)  
他団体が主催する会員に有益なセミナー等の情報を随時提供する。  
※事務事業のため、これまでは事業計画に記載がなかったが、今般明確に記載するもの  
※他団体の例：

- (5) 着地型観光促進事業(新規) 3,000 (0)  
県内の鉄道駅、空港、港等に到着する県外からの観光客に対し、二次交通を補完し、利便性の高い広域観光メニューを提供するため、県内に本社、支店又は営業所を持つ旅行会社の商品造成を支援する。  
《支援制度の概要》  
・支援対象者：県内の旅行会社(一般社団法人日本旅行業協会中四国支部鳥取地区委員会の会員)  
・支援対象事業：令和2年7月から9月までに催行する県内の鉄道駅、空港、港等を発着し、観光する旅行商品  
・支援額：集客実績1人1日当たり500円(訪日外国人は1,000円)  
・その他：県外からの集客のための広報宣伝は、一括して当連盟が実施するほか、旅行会社の実施する広報宣伝に要する経費の一部を双方協議の上、別途支援する場合がある。

## 2 誘客対策強化事業 公益目的事業2

- (1) 県外旅行会社対策事業(継続) 18,800 (18,420)  
首都圏、中部地区、関西地区、中四国九州地区をそれぞれ担当する観光プロモーターを配置して、次の事業に取り組む。
- ア 販売促進活動事業 8,500 (8,500)  
各地域において、観光プロモーターが旅行会社の商品企画部門等を訪問し、本県の観光素材等をPRし、パンフレットの掲載量拡大、WEBページの掲出量拡大、新たな旅行商品の造成等に努める。  
観光素材の背景にある歴史、文化、自然等を深く理解し、それらを広域的に組み合わせ、旅行会社に提案する。  
また、会員からの依頼に応じて、訪問先の選定・日程調整を行い、会員に同行して県外旅行会社を訪問し、セールス活動を支援する。
- イ 観光情報説明会開催事業 5,000 (4,620)  
旅行商品の企画時期に合わせ、各地域の旅行会社を対象にして、本県の最新の観光情報を説明し、併せて、会員と旅行会社との商談の場を設ける。商品造成担当者の参加を促し、会員との商談を濃密なものとするため、年間1回程度を目安に意見交換会(懇親会)を開催する。  
なお、令和3年度上期の商品造成の促進のために開催する説明会・商談会は、当該年度5月では旅行商品の企画時期に照らして遅いとの判断から、本年度2月に前倒しして開催する。  
福岡市内での開催については、(一社)島根県観光連盟との共催、山陰観光連盟との連携を検討中。  
《地区別開催計画》

| 地 区  | 首都圏         | 中部地区  | 関西地区     | 中四国九州地区 |      |      |
|------|-------------|-------|----------|---------|------|------|
| 開催場所 | 現地研修<br>を実施 | 名古屋市内 | 大阪市内     | 広島市内    | 高松市内 | 福岡市内 |
| 開催回数 |             | 2回    | 3回       | 1回      | 1回   | 1回   |
| 開催時期 |             | 5月、2月 | 5月、9月、2月 | 9月      | 2月   | 9月   |

ウ 旅行会社招致事業

5,300 (5,300)

各地域の旅行会社の商品造成担当者や法人営業担当者等を本県に招き、現地研修を実施する。

複数の旅行会社を一度に招聘する場合

| 地 区   | 首 都 圏      | 関西・中部・中四国九州地区       |
|-------|------------|---------------------|
| 対 象 者 | 商品造成担当者    | 法人営業担当者<br>店頭営業担当者等 |
| 招致人数  | 6名程度       | 45名程度               |
| 日 程   | 2泊3日(5月中旬) | 1泊2日(オフシーズン)        |

これとは別に各地区で旅行会社1社数名と調整の上招聘する。(5件程度)

(2) 旅行商品支援事業(継続)

37,500 (36,166)

ア バス旅行商品支援事業【鳥取県補助事業】

30,000 (26,366)

県外からバスを利用して本県を平日に周遊する旅行を実施する県外旅行会社に対して、バス代の一部を支援する。

《補助制度の概要》

|                            |         | 宿泊旅行                                              | 日帰り旅行                                    |
|----------------------------|---------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 補助対象者                      |         | 募集型企画旅行又は受注型企画旅行を実施する県外の旅行会社                      |                                          |
| 主<br>な<br>交<br>付<br>要<br>件 | 旅 行 日   | 宿泊日が、土曜日、及び休日の前日<br>でないこと                         | 旅行日が、土曜日、日曜日、及び休<br>日でないこと               |
|                            |         | 宿泊日又は旅行日が4月29日～5月5日、8月12日～16日、12<br>月29日～1月3日は対象外 |                                          |
|                            | 旅 行 人 数 | 20名以上                                             |                                          |
|                            | 宿 泊     | 県内に1泊以上                                           | —                                        |
|                            | 観 光 施 設 | 2箇所以上利用                                           |                                          |
|                            | 食 事 施 設 | 1箇所以上利用                                           |                                          |
| 補 助 額                      |         | バス1台当たり 30千円                                      | バス1台当たり 15千円                             |
| 補助限度額                      |         | 募集型企画旅行300千円<br>受注型企画旅行300千円<br>計600千円 ※          | 募集型企画旅行150千円<br>受注型企画旅行150千円<br>計300千円 ※ |

※1事業所は、宿泊旅行600千円、日帰り旅行300千円の併せて900千円の補助金を受けることができる。

※東京オリパラの開催によって、大型バスの手配が困難となることが予想されるため、旅行日が7～9月のものは旅行人数を15名以上(中型バス)に緩和することや補助限度額の区分(募集型・受注型)を廃止することを働き掛けていく。

イ 旅行商品造成支援事業【鳥取県補助事業】

7,500 (9,200)

本県の旅行商品や観光素材の露出を高めるため、県外の旅行会社に対して、パンフレット作成、ホームページ掲載、店頭における販売促進活動等に要する経費の一部を支援する。旅行会社によるWEB販売を対象として明確に位置づける。

《補助制度の概要》

- ・補助対象者：県外の旅行会社
- ・補助対象事業：パンフレット製作、ホームページ掲載、モニターツアー費用等
- ・補助額：補助対象事業に要する経費の2分の1以内(上限50万円)

【廃止】星取県モニターツアー実施事業【鳥取県委託事業】

0 (600)

- (3) 海外セールス活動支援事業（新規）【観光連盟単独財源充当】 2,000 (0)  
 インバウンド誘客に取り組む会員の活動を支援する。海外で実施される観光情報説明会、商談会等への会員の参加に当たって、現地宿泊費を支援する。

《支援制度の概要》

- ・支援対象者：当連盟の会員（鳥取県、一般社団法人山陰インバウンド機構等を除く。）
- ・支援対象経費：鳥取県、一般社団法人山陰インバウンド機構、中国地域観光推進協議会等が海外で開催する観光情報説明会、商談会等への参加に要する現地宿泊費
- ・支援額：1泊に要する経費の1/2（上限1万円）×人数×泊数
- ・その他：当連盟以外からの現地宿泊費の支援（全行程の一部の場合を含む。）を受ける場合は、対象としない。

鳥取砂丘コナン空港若しくは米子鬼太郎空港(以下「県内空港」という。)を発着する航空機又は鳥取港若しくは境港を発着する船舶に要する渡航費（チャーター便を含む。）、及び今後就航が見込まれる空港のある海外の地域（県内空港に就航している空港のある地域を除く。）での現地宿泊費のうち、観光情報説明会、商談会等への参加日数に1日を加えた日数を対象とする泊数とする。

- (4) 緊急時観光振興対策措置事業（継続） 5,000 (5,000)  
 天災等観光事業に悪影響を与える事態が生じた際、影響を最小限にするため迅速に対応する。誘客対策強化事業として主にOTA向けの対策を実施する。

3 誘客キャンペーン事業 公益目的事業2

- (1) 鳥取きなんせキャンペーン事業（継続） 28,725 (39,059)  
 ア 観光PRイベント開催・参画事業 12,000 (29,334)

県外の商業施設や高速道路サービスエリア、観光関連イベント等で、観光PRを行う。

《主な事業》

- ・中国道SA（加西・4回）、米子道SA（蒜山・1回）での観光PR
- ・マツダスタジアム広島での観光PR（年1回）
- ・鳥取県と連携したツーリズムEXPOジャパン2020沖縄リゾート展への出展
- ・県外の旅行会社店舗での観光PR（年4回予定）
- ・県外の駅構内やショッピングセンター等での観光PR（年6回予定）
- ・その他の観光PRイベントへの積極的な出展
- ・オリジナル・ノベルティの作成
- ・個人旅行対策（二次交通）等

- イ 蟹取県ウェルカニキャンペーン【鳥取県委託事業】 8,725 (8,725)

県と連携してカニの水揚量日本一である「蟹取県」をアピールすることにより、秋・冬季の本県への誘客を図る。

- ・実施期間：令和2年9月から令和3年2月まで
- ・実施内容：毎月抽選で100名に旬のカニをプレゼント

- ウ ゆっくりしてごしない鳥取キャンペーン 1,000 (1,000)

本県への滞在を促進するため、県外の旅行者が本県に2泊以上宿泊する場合、県内で利用できる施設利用券を提供する。

《施設利用券の概要》

- ・発行旅行会社：ANA、日本旅行、近畿日本ツーリスト、H. I. S. 等
- ・発行金額：1人1千円
- ・利用可能施設：鳥取県観光施設連絡協議会加盟施設、道の駅、農産物直売店 等

【廃止】山陰デスティネーションキャンペーン事業 0 (2,000)

(2) 旅行会社連携キャンペーン事業（新規） 1,000 (0)  
旅行会社と連携・協力して誘客キャンペーンを実施する。

(3) 同窓会開催支援事業（新規） 1,000 (0)  
県内で開催する同窓会について、一定の条件を満たす場合、経費の一部を支援する。

《支援条件》

- ・小学校、中学校、高等学校等の卒業生による同窓会で出席対象者が卒業から25年以上経過していること
- ・県外からの出席者が出席者数の1/2又は10人以上であること
- ・県内の旅館ホテルを会場とすること

《支援額》

- ・出席者1人当たり1千円

(4) 緊急時観光振興対策措置事業（継続） 5,000 (5,000)  
天災等観光事業に悪影響を与える事態が生じた際、影響を最小限にするため迅速に対応する。誘客キャンペーン事業として主に一般観光客向けの対策を実施する。

4 観光情報発信事業 公益目的事業2

(1) 観光情報発信強化事業（継続） 32,506 (38,861)

ア 情報発信ツール刷新事業 7,500 (7,500)

作成から相当年数が経過している観光ガイドマップ、スマートフォンへの対応が必ずしも充分ではない観光ホームページの刷新、旅行会社への提供を前提とした県内観光スポットの優れた動画・画像フリー素材の収集等を引き続き実施する。

イ 観光PR事業 15,006 (15,229)

本県の観光魅力を印刷物、マスメディア、ホームページ、SNS等を活用して県内外にアピールすることにより、本県への誘客を図る。

観光素材の背景にある歴史、文化、自然等を深く理解し、それらを広域的に組み合わせ、メディアを通じて一般向けに情報発信する。

《主な事業》

- ・東京オリパラ開催期間中、訪日外国人が利用する交通機関、観光施設等に広告を掲出（観光連盟単独財源充当）
- ・米子鬼太郎空港において、上海、香港等から直接来県する外国人の鳥取県東・中部への興味関心を惹きつけるため、山陰海岸ジオパーク、他にはない特色あるアクティビティ等を訴求するディスプレイを設置（観光連盟単独財源充当）
- ・ジャパントイムズ、デイリーヨミウリ等への英字紙への広告掲載（観光連盟単独財源充当）
- ・視覚障害者向けに点訳した観光パンフレット、音声テープ等の作成
- ・ホームページやSNSを活用した情報発信の一層の強化
- ・公益社団法人日本観光振興協会「全国観るなび」、JAFナビ等外部サイトへの情報提供
- ・鳥取県ガイドマップ「山陰鳥取」の作成（年間約50万部）
- ・新聞や雑誌等の掲載枠を利用した情報発信
- ・旅行会社向けの観光素材集の作成（施設編5千部、食事編4千部）
- ・皆生温泉開発100周年記念事業、第40回全日本トライアスロン皆生大会、三朝温泉ラドン熱気浴施設の開設、「六根清浄と六感治癒の地」日本遺産認定5周年、わらべ館開園25周年、燕趙園開園25周年等との連携等

【廃止】山陰道・鳥取西道路開通プロモーション【鳥取県委託事業】 0 (3,132)

【廃止】「とっとり観光ニュース」の発行

- ウ パブリシティによる情報発信 ※「イ 観光PR事業」の予算で実施  
 ・特産品提供によるパブリシティ（記事や番組採用への働き掛け）を実施する。
- 【廃止】テーマ別リーフレットの作成 0 (3,000)
- エ 動画・静止画（データ）素材集の作成 8,000 (8,000)  
 旅行会社向けの営業用ツールとして、インスタ映えする動画・静止画（データ）を整理し、電子版の素材集を作成する。（200部程度）
- オ 鳥取道・山陰道での山陰海岸ジオパーク横断幕設置 2,000 (2,000)  
 関係団体と連携し、横断幕を設置する。（鳥取西道路 青谷IC付近）
- (2) とっとり観光親善大使活動事業（継続） 400 (1,800)  
 県内外で開催される観光イベントやキャンペーンにとっとり観光親善大使を派遣し、本県の観光PRを行う。  
 《派遣対象》  
 ・当連盟が主催する観光情報説明会、観光PRイベント 等  
 ・県等が実施する観光PRイベント 等
- (3) とっとりジュニアアンバサダー派遣事業（新規） 500 (0)  
 教育旅行で海外を含む県外を訪問する児童・生徒等が現地の人々を対象とした鳥取県の観光PR活動又は現地の人々との交流活動に参加する場合、児童・生徒を「とっとりアンバサダー」として委嘱する。対象者には委嘱状とノベルティを交付し、意識づけを図るとともに旅の思い出を豊かなものとする。委嘱に当たっては、出発の前に鳥取県の観光について事前学習することを条件とする。
- (4) 連盟推薦みやげ品PR事業（継続） 200 (200)  
 本県の観光みやげ品の品質向上を図り、観光振興につなげることを目的として、連盟推薦観光みやげ品を指定するとともに、推薦商品であることの周知を図る。近年応募件数が少ないため、実施方法の見直しを図る。  
 《制度の概要（現行）》  
 ・指定基準：郷土色豊かであること。  
     意匠、品質、風味等が優れていること。  
     鳥取県観光みやげ品協議会の推薦を受けていること。等  
 ・指定期間：2年  
 ・指定方法：審査会を開催して指定する。（審査会は10月頃開催）
- (5) フィルムコミッション事業【鳥取県委託事業】（継続） 10,409 (8,284)  
 映画やドラマ等のロケーションを本県へ誘致することにより、各種メディアによる情報発信につなげ、本県の認知度向上や誘客を図ることを目的に、ロケーション撮影が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。制作会社へのロケ候補地のセールスを強化する。  
 《支援内容》  
 ・ロケーション候補地の情報収集と情報提供  
 ・エキストラなどの手配協力  
 ・国、県、市町村、警察などへの必要な許可申請手続きの案内・協力  
 ・宿泊施設、飲食店、弁当、各種資器材業者、ロケバス車両等の紹介  
 ・ロケーションハンティング、ロケーション撮影の同行 等  
 《情報発信方法》  
 ・ホームページの開設運営  
 ・SNSによる支援作品の情報発信 等



後援名義使用承認基準（平成31年1月15日制定）に基づき、承認申請のあった事業に対して後援する。

《参考：令和元年度後援事業》 ※開催ベース・令和2年1月7日現在)

- ・キャシー中島キルト展（[時期]6月8日～7月15日・[場所]鳥取市歴史博物館やまびこ館・[主催](株)新日本海新聞社)
- ・ARでめぐる八上比売ゆかりの地ガイドマップ・女子旅・クイズラリー（5月1日～令和2年4月30日・河原城ほか・河原城風土資産研究会)
- ・河原城 春の茶会&全国ご当地アイスフェア（5月4日・河原城イベント広場・河原城風土資産研究会)
- ・第73回大山夏山開き祭（6月1日～2日・大山・大山夏山開き祭実行委員会)
- ・デジタルアート展（7月20日～8月18日・中国庭園燕趙園・(株)新日本海新聞社)
- ・第11回境港さかな・妖怪ウォーク（11月10日・境台場公園・海とくらしの史料館)
- ・第46回米子がいな祭（7月27日～28日・米子駅前外・米子がいな祭振興会)
- ・第22回因幡の傘踊りの祭典（8月24日・因幡万葉歴史館・鳥取市)
- ・江尾十七夜（8月17日・江尾地内・江尾十七夜実行委員会)
- ・河原城月見会（9月23日・河原城イベント広場・河原城フェスティバル実行委員会)
- ・フリーペーパー「鳥取いいとこ・いいものガイド」因幡・但馬版2019-2020秋冬号・第9号（9月17日・(株)鳥広マガジン発行)
- ・第5回『全国民泊マラソン』in智頭町（9月29日・智頭町内・『全国民泊マラソン』実行委員会)
- ・鳥取砂丘イリュージョン2019（12月7日～22日・鳥取砂丘・鳥取砂丘イリュージョン実行委員会)
- ・フリーペーパー「鳥取いいとこ・いいものガイド」第10号（3月27日・(株)鳥広マガジン発行)

#### (4) 職員研修

会員にとって、役に立つ観光連盟になるために、事務局職員のスキルアップを図る。このため、県内外で開催される研修会（マーケティング、会計実務、文章作法等）に職員の意向を踏まえつつ積極的に参加させる。

また、プロモーション・マーケター認証資格試験、イベント業務管理士資格試験、PRプランナー資格認定試験、総合・国内旅行業務取扱管理者試験、日商簿記検定試験（3級以上）等の試験に新たに合格した場合は、当該試験の受験料と旅費相当額の合計に報償金10,000円を加えた額を支給する。不合格の場合は受験料と旅費相当額のいずれか高い額のみ支給する。（ただし、総合・国内旅行業務取扱管理者の資格取得は観光連盟の旅行業登録ではなく、職員のスキルアップを目的とする。）

#### (5) 会費の見直し、賛助会員登録制度の新設

市町村及び市町村観光協会から頂戴している会費は、平成の初め頃の関係数値を根拠に算定され、以後、一律の増減、鳥取県観光キャンペーン実行委員会会費の合算、市町村合併等を経て、現在に至っている。令和新時代を迎え、関係数値の更新等の見直しを実施し、令和3年度から適用する。

また、賛助会員登録制度を新設し、一般個人の入会を検討する。賛助会員の会費は年額5千円とし、特典として、観光連盟又は会員作成の観光ガイドマップ、トリパス等の印刷物の送付、ノベルティの提供等を実施する。

(令和2年2月20日現在)